

社会福祉法人松戸市社会福祉協議会常務理事の就業等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松戸市社会福祉協議会（以下「本会」という。）常務理事の就業等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(常務理事の定義)

第2条 常務理事とは、本会定款第19条第2項の規定に基づき、理事会の決議によって理事の中から選定し、本会を主たる勤務場所として週5日以上本会の役員としての業務に従事する者をいう。

(適用除外)

第3条 この規程は、松戸市職員としての身分を有する者及び他の団体の役員として、その団体から報酬を受けている者には適用しない。

(任 期)

第4条 常務理事の任期は2年とする。ただし、理事の任期と同一期間とする。

(勤務時間)

第5条 常務理事の勤務時間は、休憩時間を除き1週間あたり38時間45分とする。なお、勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までとする。また、休日に勤務することもある。

2 前項の後段の規定にかかわらず、始業、終業の時刻及び休憩時間は、業務その他の都合により必要と認めるときは、別に定める規定に基づき、これらを繰り上げ、繰り下げることができる。

(年次有給休暇)

第6条 常務理事の年次有給休暇は、別表第1に定めるところによる。

(本会による時季指定)

第7条 前条により本会が付与した年次有給休暇が10日以上（前年度からの繰り越し分を除く）ある者については、基準日から1年以内に、本会が時季を指定することにより付与することができる。ただし、時季指定前に職員本人が時季を指定して取得した日数（半日の取得を本会が認めた場合は0.5日とする）または計画的付与によって取得した日数は、5日分から控除する。

2 本会は前項本文の規定により、年次有給休暇の時季を定めるときは、その時季について当該職員の意見を聴くものとし、本会は、当該意見を尊重するよう努めるものとする。

3 前項の意見聴取は、基準日から半年を経過した時点において、年次有給休暇の取得日数が5日に満たない者に対して行う。意見聴取の方法は、上司との面談とする。

4 前項にかかわらず、取得希望日に沿った時季指定が困難なときは、職員と面談のうえ、時季を決定する。また、本会が時季指定した日に、年次有給休暇を付与することが困難な事情が生じたときは、職員と面談のうえ、代替の日を決定する。

5 職員は、原則として、本会が時季指定した日を変更することはできない。ただし、やむを得ない事情があると本会が認めるときは、その限りではない。この場合には、職員と面談のうえ、代替の日を決定する。

(年次有給休暇の受給)

第8条 年次有給休暇を受けようとするときは、休暇を受けようとする日の前日までに年次有給休暇承認願兼整理簿に所定の事項を記載し、会長の承認を受けなければならない。

(病気休暇及び特別休暇等)

第9条 常務理事の病気休暇は、本会職員就業規程に準ずる。

2 特別休暇、育児休暇及び介護休暇については、本会職員就業規程に準ずる。

(報酬等の支給)

第 10 条 本会は、常務理事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常務理事の報酬は月額とし、別表第 1 に定めるところによる。

3 6 月 1 日及び 12 月 1 日に在職する常務理事に期末手当を支給することができる。

4 常務理事に対する期末手当は、別表第 1 に定めるところによる。

5 常務理事には、退職手当は支給しない。

(報酬等の支給日)

第 11 条 常務理事の報酬等の支給日は、本会職員の支給日の例によるものとする。

(報酬等の支払方法)

第 12 条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

(通勤手当)

第 13 条 常務理事に対して、本会職員の例により通勤手当を支給する。

(旅費・日当)

第 14 条 常務理事の旅費・日当に関しては、別に定める本会役員等に対する報酬等の支給に関する規程による。

(委 任)

第 15 条 この規程の実施に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 （第 6 ・ 10 条関係）

項 目		摘 要
年次有給休暇	付与日数	20 日
	繰越日数	20 日(上限)
役員報酬		月額 350,500 円 (年額 4,206,000 円)
期末手当	6 月	1 月分
	12 月	1 月分